

西崎運動公園等の魅力向上に向けた管理・運営における

サウンディング型市場調査 実施要領

1. はじめに

糸満市では、民間事業者等の有するノウハウを活用し、多様化するニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的に指定管理者制度を採用しております。

今回、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」といいます。）の対象とする西崎運動公園等の各施設におきましても、指定管理者制度を採用して管理・運営を行っているところです。

サウンディングは、令和9年度以降の西崎運動公園や西崎研修センター等の管理・運営におきまして、さらなる民間活力の活用可能性があるか、どのような管理・運営手法が適しているか、民間事業者の創意工夫が図れる点はあるかといったことなどについてご意見や新たなご提案を聞かせていただき、公募条件等の検討・整理を行うことを目的に実施いたします。

サウンディングは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者への参入意欲の向上を期待するものである。

（国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」より）

2. 対象施設

サウンディングの対象は、地理的一体性を有する以下の施設です。

No	施設名称	担当課
1	西崎運動公園	建設課
2	西崎研修センター（休館中）	観光・スポーツ振興課
3	西崎親水公園	建設課
4	西崎パークゴルフ場	建設課

3. スケジュール

実施要領等の公表	令和 7 年 9 月 17 日（水）
サウンディング参加申込期限	令和 7 年 10 月 1 日（水）
サウンディング実施日時の連絡	令和 7 年 10 月 3 日（金）
事前調査シートの提出期限	令和 7 年 10 月 7 日（火）
サウンディングの実施	令和 7 年 10 月 14 日（火） 令和 7 年 10 月 15 日（水） 令和 7 年 10 月 16 日（木）
サウンディング実施結果の概要公表	令和 7 年 12 月（予定）

4. サウンディングの対象者

対象施設の管理・運営の主体となる意向を有する法人又は法人のグループを対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象から除外させていただきます。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- （２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員等の他、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- （４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- （５） 国税、地方税の滞納をしている者
- （６） 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

5. 主なサウンディングの内容

- （１） 想定する事業手法について
- （２） 対象施設の一体管理・運営への参入可能性や意欲について
- （３） 参入意欲がより高まるための条件や要望について
- （４） 参入する場合の形態について
- （５） 独自事業の内容について
- （６） 飲食・売店・宿泊等の新たなサービスの提供（民間収益施設の整備・既存施設の

改修等) にあたり、参入を検討できる条件について

- (7) 参入にあたっての懸念事項について
- (8) 参入スケジュールについて

6. サウンディングへの参加申込



URL : <https://logoform.jp/f/NG2ND>

- (1) サウンディングへの参加をご希望いただける場合は、上記 QR コード又は URL からお申し込みください。
- (2) サウンディングの実施日時につきましては、申込内容を確認後に調整し、糸満市から連絡いたします。
- (3) サウンディングに要する時間は、おおむね1時間程度を予定しております。
- (4) サウンディングの実施方法につきましては、対面の場合は糸満市役所会議室で実施いたします。オンラインの場合は、Zoomでの実施といたします。
- (5) サウンディングの実施にあたり、糸満市が提示する「8. 関係資料」を一読ください。また、「5. 主なサウンディングの内容」で示した事項を整理した上でご参加いただければ幸いです。
- (6) 参加申込時にいただいた本案件に対するご質問は、サウンディング当日に回答させていただきます。

7. 留意事項

- (1) 対象施設の公募を約束するものではありません。サウンディングの結果等によっては、公募しないとする場合もございますので、ご了承ください。
- (2) サウンディングにおいていただいたご意見や新たなご提案は、公募条件等の検討・整理を行う際の参考とさせていただきます。ただし、必ずしも公募条件等に反映されるものではないことをご理解ください。
- (3) サウンディングへの参加にあたり、要する費用の弁償や報償はございません。

- (4) サウンディングの内容は、糸満市ホームページにその概要を公開いたします。ただし、参加事業者名、参加事業者の技術やノウハウに関する事、参加事業者に損害を与える内容等については非公開といたします。
- (5) サウンディングの終了後に、追加の対話をお願いする場合がございますので、ご協力のほどお願いいたします。
- (6) サウンディングに参加しなくても、公募の際に申し込みをすることができます。
(サウンディングへの参加を強制するものではありません。)
- (7) サウンディングへの参加実績は、公募の際に評価対象となるものではございません。

8. 関係資料

No	資料名称	配布方法
1	事前調査シート	サウンディングへの参加申込確認後に個別配布
2	西崎運動公園等の魅力向上に向けた管理・運営について 2025.07.10 (「沖縄地域 PPP/PFI プラットフォーム第17回セミナー」資料)	市ホームページで公表
3	令和7年度 市民意識調査 報告書 (本案件と関係する「西崎運動公園等の在り方検討に関する市民意識の設問・回答等(P76～P85)」)	市ホームページで公表

9. 問い合わせ先

質疑等がある場合は、下記までお問い合わせください。

担 当 : 糸満市企画部 行政経営課 行政経営課係 (担当 長谷川)
住 所 : 糸満市潮崎町1丁目1番地 (糸満市役所4階)
電 話 : 098-840-8193
M a i l : ito-keiei@city.itoman.lg.jp